

町の住宅用火災警報器の設置率は

本年度の設置率は70% (町長)



定期的に電池切れの確認を

手立てとして、住宅用火災警報器の設置・普及に向けた取り組みを推進します。

質問 住宅用火災警報器

の設置は、「火災の早期発見、早期対応」を可能にする。各関係部署と連携を図り、住宅用火災警報器の普及啓発に努めるべきではないか。

答弁

春秋の火災予防運動期間に各町内会に配布する回覧チラシ、広報たかす、新聞やテレビニュースなど多様な媒体を活用し、設置普及の広報活動を行っています。

また、各団体の避難訓練等で積極的に呼び掛けをし、消防団をはじめ各関係団体の協力も得ながら、住宅用火災警報器の普及啓発に努めます。

平 成18年の消防法改正で、すべての住宅に罰則規定のない住宅用火災警報器設置が義務付けられた。本町の設置率と防火対策についての町長の考えは、

答弁

旭川市消防本部の平成29年度設置率は全体で73.2%、鷹栖町は70%で国に報告しています。

防火対策については、火災から尊い命を守る有効な

主権者教育の推進について

地域と学校との連携で推進していく (教育長)

18 歳以上の選挙権が認められたことで、行政当局の努力による主権者教育の充実が求められている。

現在、小中高の学校ではカリキュラムが用意され、主権者教育が実施されています。

主権者教育の基本的な考え方と今後の取り組みは、

答弁

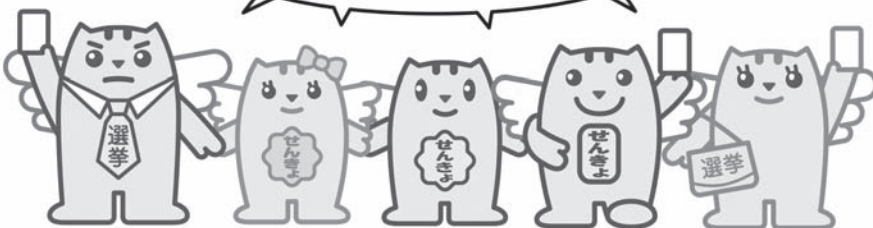
主権者教育は、単に政治の知識を学ぶだけではありません。国家や社会を形成する一員として自立

し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題を解決する力を養うためのものです。

地域と学校が連携を図り主権者教育の充実に取り組みます。

町選挙管理委員会との連携では、選挙に関するパンフレットの配布、明るい選挙啓発ポスターの作成などを行っています。

みんなで行こう。明るい選挙。



選挙のマスコットキャラクター めいすいくん



日下 義朗 議員

本町の情報管理体制は？大丈夫なのか

技術情報の収集・研究を行い、万全を期す（町長）



お互い様づくり意見交換会では個人情報に関する講演も

2 015年成立の改正個人情報保護法が今年5月より全面施行された。

改正ポイントは、個人情報保護委員会の新設、個人情報定義の明確化、利活用に対する整備、名簿屋対策、取扱人数規制の廃止等が新たに追加された。

情報管理の庁内規定や総合管理者など、総合的な情報管理体制は。

答弁 管理責任を副町長に、各課で保有する個人情報各課長が管理し、総務企画課長が業務全体の運用

状況を監督する体制として
います。

また、税情報や医療・福祉・介護等の重要な情報はマイナンバーを扱う各行政機関の特定のシステム以外は外部からアクセスすることはできません。更に、使用する各業務システムやパソコン自体に静脈認証を行い、重要な個人情報へのアクセスを制限しています。今後情報技術セキュリティに関する技術情報の収集や研究を行い、住民の大切な個人情報の取扱いに万全を期すよう努めます。

質問 情報管理について

職員のコンプライアンス（法令遵守）に関する勉強会は、どの様に実施しているのか。また、行政全体でコンプライアンスの日を設定し確認しては。

答弁 全国的に発生している事件事故を題材にして毎月開催の課長等連絡会議や庁内会議に情報提供し指導していますので、特別にコンプライアンスの日を設ける考えはありません。

質問 改正個人情報保護

法では扱う個人情報量が5千人分以下の小規模事業者やNPO法人、町内会、団体、サークル活動なども規制対象となった。

改正内容に関する研修会の開催や、具体例を示したマニュアルを作成し説明会を行う考えは。

答弁 今年3月には福祉関係団体、サロン見守り活動隊、町内会等に、個人情報保護法の改正に関する研修会に弁護士を講師に実施しました。また、事業者には昨年5月に商工会の会報等を通じ周知しています。しかし、全関係団体に対して周知不足の点もあります。

ので、広報紙を通じて全町的な周知を図り、町内会・関係団体には今年度中に研修会を開催し情報提供します。

質問 保護法では責任者が会員名簿等を適正に管理する事が求められている。過剰反応により町内会や各団体の活動に支障を与えないよう、行政の後押しが必要では。

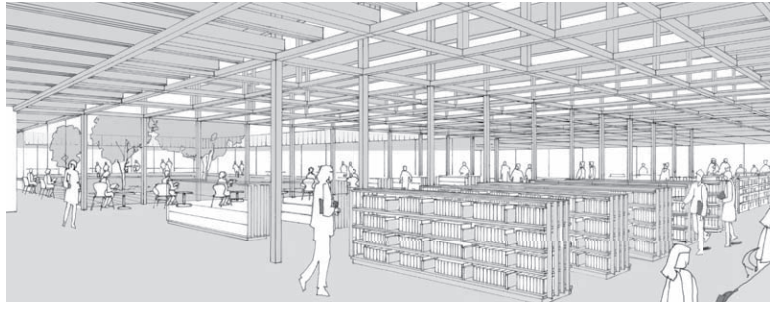
答弁 町内会活動などに支障のないよう、個人情報の取り扱い方法を、説明会や広報で十分に説明したいと考えています。



青野 敏 議員

何故 図書室なのか？

財政的に最も有利な方法を選択したため（教育長）



新鷹栖地区住民センターの図書室完成イメージ

新北野を分館とすれば、蔵書数、施設の延べ床面積から図書館と言っても決しておかしくない。図書館法による町立図書館の方が、図書館サービスが明確に確立され、利用する住民の多くが安心して利用できるの

ではないか。何故なら法に基づく基準がないのであれば継続的維持運営は、危うく難しいと考える。また、レファレンスサービスも低下する。本場に住民のため、利用者のためなら図書館法に守られた町立図書館とするべきではないか。

質問 社会教育法第5章 公民館第22条第1項第3号に規定されている図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ることの規定により、鷹栖地区住民センター、北野住民センターに図書室を併設しています。図書室とした理由は、住民の皆さんが望んでいる図書機能を実現するため、財政的に最も有利な方法として、住民センターに付随した図書室としています。レファレンスサービスについては、司書職員を配置

し、サービス向上に努めます。

質問 社会教育法に基づいて図書機能の運営上支障がないと言われるが、蔵書数、職員数等の整備基準はあるのか、どのような基準で担保されるのか。

答弁 蔵書数、職員数等の規定はありません。しかし、読書活動推進協議会を設置し、図書室整備について協議を行い、蔵書数等を計画しています。

質問 財政的に最も有利なので図書室にしたとあるが、有利である以上、比較・検討したのか。

答弁 皆さんが望まれている図書機能に関して、財政的に有利な手法を比較・検討した結果、今回図書室としています。

質問 図書室といえども図書館以上のサービスを提供する考えは。

答弁 一人でも多くの住民の方が、図書室を利用していただけ環境整備のた

質問 上川管内図書館協議会に本町も入会しており、会員23のうち13が図書館、10が公民館図書室である。今後とも図書室として維持運営していくのか、いずれ公民館図書室から、図書館として独立させる考えはあるのか。

答弁 今後公民館図書室として、維持運営を進めていきます。

質問 蔵書数、職員数等の規定はありますか。しかし、読書活動推進協議会を設置し、図書室整備について協議を行い、蔵書数等を計画しています。

質問 上川管内図書館協議会に本町も入会しており、会員23のうち13が図書館、10が公民館図書室である。今後とも図書室として維持運営していくのか、いずれ公民館図書室から、図書館として独立させる考えはあるのか。

答弁 今後公民館図書室として、維持運営を進めていきます。

※レファレンスサービス
図書室で、資料・情報を求める利用者に対して提供される文献の紹介・提供などの援助のこと。

めに、利用者とも協議を続けながら、来年秋のオープンに向けて努力したいと考えています。



中村 公憲 議員

改正される介護保険制度への対応は

安心して生活できる体制に取り組んでいく (町長)



鷹栖町ヘルパーステーション さつき苑

介 護保険制度が2018年度に改正される。ほとんど報道もされず、誰もが良く分からないまま介護制度が複雑になり、自己負担が増えていっていると思えてならない。

自立支援や介護予防などで成果を上げている市町村や、それを支援する都道府県を評価し、国からの財政的インセンティブ(先進的な取り組みに対する優遇措置)を増額する事への対応は。

答弁

理学療法士等の専

門職と連携した介護予防の実施や、多職種が協同し、個別課題の解決に向けケアができるような地域ケア会議を行っています。国は、これらの取り組みを評価する予定としているため、今後の動向に合わせて検討します。

質問

高齢者と障がい児

者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の両方の制度に、共生型サービスを位置付ける事への対応は。

答弁

共生型サービスは、

障がい者の方が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを利用しやすくなるという利点があります。実施に当たっては、従来から障がい者の方が受けていたサービスの量、質の確保に留意するとともに、国の基準や報酬改定などの状況を踏まえながら進めます。

質問

2018年8月か

ら、2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合

を3割に引き上げる。月額4万4400円の負担の上限があり、混乱は少ないというが、負担増により介護利用を抑え、さらに介護度が上がると危惧される。取り組みの状況は。

答弁

利用者負担割合が

2割から3割に増加するのは、全体の3%ほどの方とされています。

負担割合が増加した場合でも、月額の負担上限が4万4400円とされていることへの理解を促し、これまでどおり必要なきに、必要な量の介護サービスが受けられる体制についても整備していくと共に、介護度を進行させないためのサービス提供に努めます。

質問

要介護認定率が、

全国平均よりも高いと思われるが財政的インセンティブへの影響は。

答弁

要介護認定率が低

い事を評価すると、市町村窓口で認定申請を拒否する事態が危惧されますので、地域ケア会議を活用してケアマネジメントを支援するようなものに対して評価すると厚労省から説明を受けています。



大石 隆 議員

独自の観光開発が必要では

広域で行うメリットの方が大きいと判断（町長）



9月に開催された秋の大収穫祭では約3,000人の来場がありました。

鷹 栖町は現在、旭川市と7町による地域連携DMO※に参加予定となつて

鷹 MO※に参加予定となつて

いる。この中で埋没せず成果を得るためには、やはり独自に観光開発に取り組む必要があるのではないか。

鷹 圏域の中で、鷹栖町が存在感を出していくための考えは。

答弁 市場調査や情報発信、収益事業など大雪広域観光圏全域で地域づくりを進める必要があり、本町単独よりも、広域で行うメリットの方が大きいと判断しました。体験型で人と人の結びつきがあるような観光を目玉にしていきたいと考えています。

質問 鷹栖町第7次総合振興計画には、町外観光客などの来訪者に対して、分かりやすい道路案内標識等の整備を検討するとの考えは。

答弁 事業者個々が考えて設置するべきものと考えています。

質問 DMOに参加する市町の中で宿泊施設がないのは鷹栖町だけだが、空き家や公営住宅、町内会館などを利用することは出来ないか。

答弁 空き家等対策計画に基づき、国土交通省のモデル地区としてプラットホーム形成事業に取り組んでおり、この中で農家民泊等も含めた計画づくりを進めています。既存施設等の活用については検討していきたいと考えています。

質問 観光協会との連携についての考えは。

答弁 地域おこし協力隊1名を派遣し、観光協会のホームページなどを平成29年度中に立ち上げる準備をしています。各事業者に観

質問 事業者それぞれで設置すると、せつかくの景観を損ねる場合がある。またバス停が撤去されたことで、信号のない場所では、住所を表示するものがないと困っているとの声もある。この対応と併せて、事業者の表示も考えられないか。

答弁 商工会や観光協会とも十分協議し、より良い方向性があれば検討していきたい。余地はあると考えています。

※DMOとは
観光物件、自然、食など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のこと。

質問 町の宣伝のためには話題作りも必要である。観光振興の今後に向けた所信は。

答弁 多彩な地域の魅力に光を当て、その活力を活かした観光振興に努め、訪れた方に笑顔になつていただける観光づくりに取り組めます。



片山 兵衛 議員

お知らせ

休日議会を 開催します

次回の定例会は

2017年12月17日(日)
～18日(月)

に開催予定です。近くなりましたら改めてチラシなどでご案内いたします。

多くの方の傍聴をお待ちしています。

議会のうごき

2017.8.1～2017.10.31

●全体

- ・議員協議会 8月8日・30日・10月27日
- ・第3回定例会 9月12日・13日
- ・上川管内町村議会議員研修会 10月24日

●総務文教常任委員会

- ・委員会 8月30日
- ・町内所管事務調査 10月4日
- ・所管事務調査 10月10日・11日
(富良野市・芽室町)

●経済福祉常任委員会

- ・委員会 8月29日
- ・所管事務調査 10月10日・11日
(富良野市・芽室町)

●広報広聴常任委員会

- ・全道議会広報研修会 8月22日
- ・全国議会広報研修会 9月28日
- ・委員会 9月12日・25日
10月2日・16日

●議会運営委員会

- ・委員会 9月4日

●議会活性化委員会

- ・地域を語ろう会 8月23日～9月1日 5地区で開催
- ・役員会 9月13日・25日

●議会議員定数等調査特別委員会

- ・委員会 9月25日・10月27日

「地域を語ろう会」報告紙、編集中！



参加人数が
少ないので
工夫を

ごみ出しに
困ってます

鷹栖町の
知名度UPを



いただいたご意見をまとめています。

少人数の団体でも「地域を語ろう会」を開くことができます！
詳しくはお気軽にお問合せください。